

個人の寄付金控除 (所得控除)

所得税

この法人への
寄付が対象

特例認定NPO法人
認定NPO法人

公益社団・財団法人
学校法人

社会福祉法人
更生保護法人

認定・特例認定への寄付は減税に!

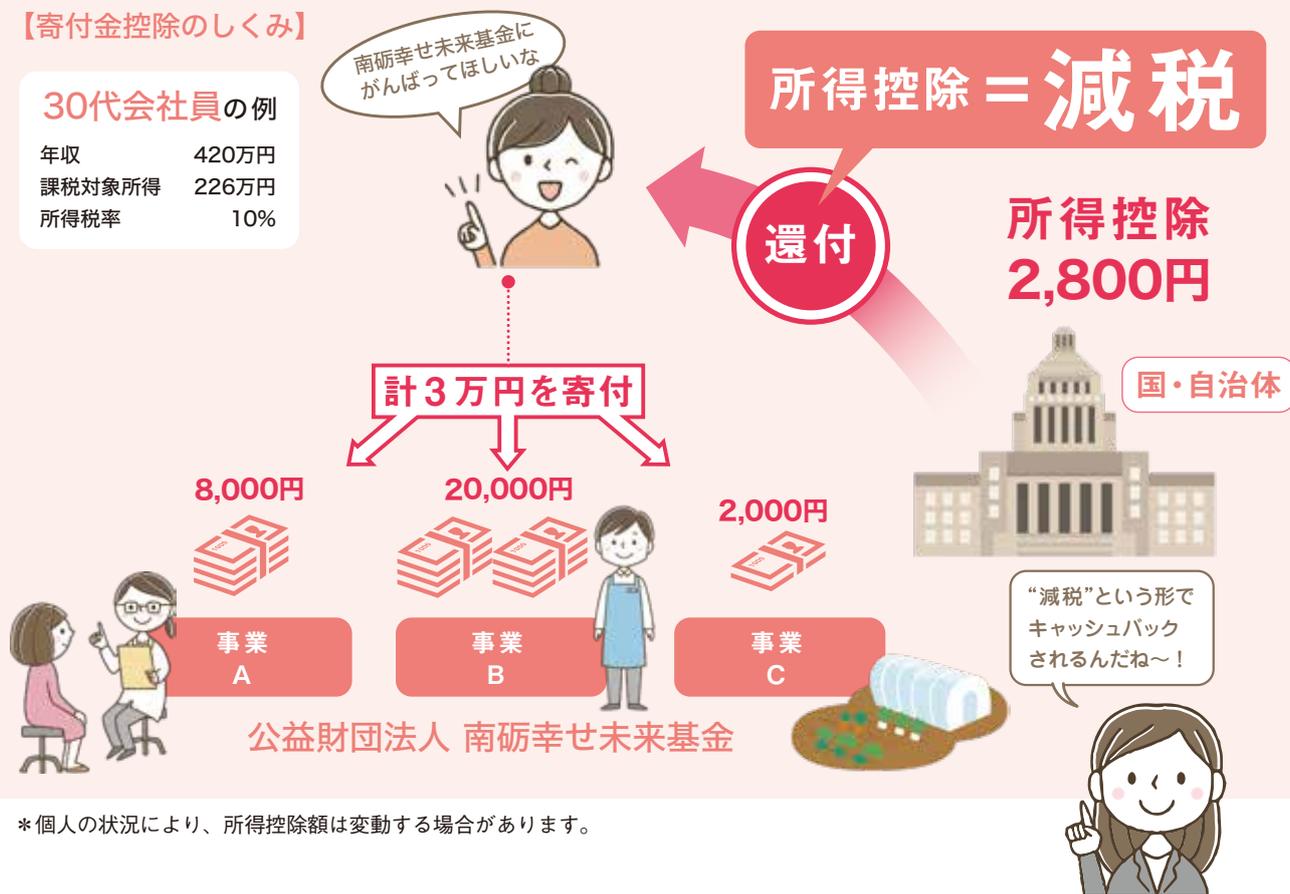
ポイント

● 確定申告 (還付申告) が必要です。

【寄付金控除のしくみ】

30代会社員の例

年収 420万円
課税対象所得 226万円
所得税率 10%



所得控除

$$\left(\text{年間寄付金合計額} - \text{2,000円 (控除下限額)} \right) \times \text{所得税率} = \text{減税額 (所得税分)}$$

所得控除 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の40%が限度



はじめての寄付金控除

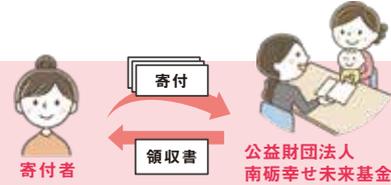
**寄付金控除手続きは意外と簡単!
ぜひご活用ください!**

寄付金控除を受けるためには「確定申告」が必要です。
(寄付→確定申告→還付)の流れを押さえて、ぜひ活用してみましょう。

1. 公益財団法人 南砺幸せ未来基金に寄付し、領収書をもらう

その年の1月1日～12月31日に寄付

*領収書が無いと、確定申告を行えません。



2. 勤務先から「源泉徴収票」を入手

翌年1月頃

*給与所得者も確定申告が必要です。年末調整では寄付金控除は受けられません。



3. 確定申告書と計算明細書を作成し、税務署に提出

翌年2月中旬～3月中旬

*手書き／オンライン作成／電子申告(e-Tax)いずれかの方法で作成します。



4. 還付金の振込を確認する 4月頃～



詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ ▶▶▶ <https://www.nta.go.jp/>

インターネットを使った「オンライン作成」が
カンタンでおすすめです!



条件・注意点

領収書は無くさないようにね!



- 「年末調整」では適用されません。給与所得者（サラリーマン）であっても2月中旬～3月中旬の確定申告（還付申告）が必要です。
- 寄付者が、寄付金控除を受けるためには「寄付金受領証明書（領収書）」が必要です。再発行はできかねますので、大切に保管してください。
- 寄付金受領日は団体への入金日です。
- 相続財産の寄付の場合、相続税の非課税措置に加え、寄付金控除も適用可能。ダブルの減税効果です。
- 年間寄付金合計額とは、寄付金控除の対象法人にあてた寄付すべての合計額です。「控除下限額（2,000円）」は寄付先1団体ごとの下限ではありません。少額の寄付でも、ぜひ使ってみてください。

お問い合わせ先

公益財団法人
南砺幸せ未来基金

〒932-0231
富山県南砺市山見1739番地2 井波コミュニティプラザ「アスモ」2F

TEL (0763) 23-5018 (なんと未来支援センター内)

E-mail nantokikin@gmail.com HP ecoto.jp